

岩手県告示第264号の2

災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条第1項の規定により、令和8年4月22日の上閉伊郡大槌町における林野火災により災害が発生した同町の区域内において令和8年4月22日から救助を行うこととした。

令和8年4月23日

岩手県知事 達 増 拓 也